

議員定数及び議員報酬調査特別委員会 摘 録

1. 開催日 令和6年2月20日(火) 第2委員会室
2. 出席委員 政野太委員長 桂藤和夫副委員長 堀井秀昭 福山権二 藤木百合子 國利知史
松本みのり 林高正議長
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説明員 なし
6. 委員外議員 坂本義明副議長
7. 傍聴者 なし
8. 会議に付した事件
 - 1 付託事項の審査
 - 2 今後の審査について
 - 3 その他

午後4時0分 開 議

○政野太委員長 第22回議員定数及び議員報酬調査特別委員会を開会します。出席委員は全員、7名でございます。議長、それから委員外議員で副議長に御参加をいただいております。開会に当たりまして傍聴、録音許可をしております。

1 付託事項の審査

○政野太委員長 それでは、直ちに協議に入ります。今回は、一度延期をさせていただいた、参考人の方へ意見聴取をするに当たっての鑑の文章、それから参考人の方に見ていただく資料を整理してくれましたので、それについて説明をしたいと思います。局長からお願いします。

○山根啓荘議会事務局長 それでは、参考人の意見聞き取りについて資料をまとめましたので、そちらの説明をしたいと思います。まず①番の参考人への依頼文書です。これについては、議長と特別委員会委員長名で、御意見の聞き取りについて依頼ということで、文書を作成しております。これまでの特別委員会での取り組みについては上段に記載しております。参考人の皆様の御意見も参考にしたいということで、3月15日金曜日までということにはしております。照会が遅れれば、また1週間ずれることにはなりますが、3月中旬ぐらいまでに御回答くださいますようお願いしております。返送いただくものは、意見書と口座振込の手続の関係です。参考資料としては、庄原市議会の概要を毎年まとめてありますので、そちらをつけるのと、市民と語る会でも配りました市民アンケートの結果の簡易版をつけたいと思います。それから、肝心の議員定数に係る資料を資料1、議員報酬に係る資料は資料2として、ごらんの①、②の資料をつけたいと思っております。後ほど説明をします。参考人の意見書ということで質問をつけております。意見書は、これについて回答いただくということです。質問1、特別委員会では、議員定数について18人、19人、20人の3案を検討しています。あ

なたが適当と思われる議員定数と、それを選択した理由について御意見をくださいということで、議員定数、そして理由を書く欄を記載しております。それから質問2、特別委員会では、現行の議員報酬は、議長、副議長、議員それぞれ記載のとおりですが、議員の活動時間により、市長報酬に対する割合から報酬を算出する原価方式から、改正案をまとめました。これについてあなたの御意見をくださいということで、1案が適当、2案が適当、3案が適当、その他を選択し、理由を記載してもらうという形にしております。それでは、資料1から説明をさせていただきます。まず定数の検討についてということで、趣旨については調査した視点や内容を報告するというものです。2番、調査視点の絞り込みということで、図に書いてあるとおり、1の人口及び人口密度から4の常任委員会の構成まで4項目を視点として選定しました。議会の基本条例の活動の原則と一致するところもあり、具体的などころで言えば、人口と人口密度という視点は、市民と語る会、あるいは議会広報活動の充実というところへ、多様な意見を反映するという関連してくるのではないかと記載をしています。そして、2ページ目へ4つの視点による特別委員会の意見ということで、4つの視点それぞれの出した意見を記載しております。(1)のところでは、人口5万人未満かつ面積600平方キロ以上の類似団体では、議員定数の平均が18人であるということで、60団体を比較したこと。(2)の面積から見る議員定数では、定数減になれば、議員不在の地域がふえるという議論がありました。また、幅広い意見の聞き取りが困難になるということも話をされたところです。(3)の財政状況から見る議員定数では、近隣自治体や類似団体における歳出規模を比較してはどうかということで、7自治体の歳出規模をもとに各自自治体の議員定数を、それから庄原市が平成25年から約300億円の歳出規模の推移でいっているところを比較しました。その結果、年によって差はあるものの歳出のチェックが議員の大切な責務であるということから、一人の議員が複数常任委員会を兼務することは好ましくないという結論も出ました。それから、(4)の常任委員会構成からみる議員定数では、一般的に言われている会議の適正人数が7人プラスマイナス1という基準を考えるべきであるという意見が出てきました。そうしたことから、常任委員会構成から見る議員定数は、前提条件を4つ書いておりますが、こういったところを前提にして考えるべきだというのが話をされたところです。それで4ページに18、19、20の常任委員会の構成数の図を書いて、こういうパターンになるということをお示ししようと。5ページが、4番、特別委員会の中間まとめということで、4つの視点で議論して、18、19、20、それぞれの理由は記載のとおりですと、理由を書いております。これに③の参考人資料1-2、9月の特別委員会を出した資料ですけれども、この資料を参考資料としてつけて、全国的な他団体の状況なんかも見てもらいながら、ということを考えています。それから続きまして、議員報酬の検討についてのところへ入ります。④をごらんください。④は、議員報酬の検討についてということで、議員報酬について少し整理をさせていただきました。特別委員会は、平成17年3月の合併以降変更されていない議員報酬、現在の額自体は平成7年10月から同額なのですけれども、これについて、議会改革や求められる議員活動に応じたあるべき議員報酬を調査するため、アンケート、類似団体の状況、全国市議会議長会・全国町村議会議長会等の資料から調査し議論したと。その内容について報告するとしております。2番のところでは、そもそも議員報酬とはということで、議員報酬は地方自治法にその議会の議員に対し議員報酬を支給しなければならないと定められており、その額、支給方法は条例で定めるといふことにされていますが、報酬額の法令上の基準は存在しておりません。議員報酬を考える場合には、以下の点を確認する必要があるということで、大正大学の江藤教授が全国町村議会議長会の報告

書へ書いておられる括弧書きの書物のところを引用させていただきました。1点目は、住民が議員になるために報酬が必要だという認識に基づいて検討する必要があると。2点目は、議員は名誉職でもなければ、非常勤の職員でもない。住民自治の根幹を担う議員が恒常的に活動できる条件として位置づけなければならない。3点目として、地域経営において重要な役割を担う議員の条件であるがゆえに、条例で定めると。お手盛りをさけるために、住民の意向を踏まえた条例制定となっている、という考えときの留意点も引用して書いております。議員報酬は、非常勤の職員の報酬とは異なり、期末手当を支給することができることから、非常勤の職員の報酬は原則的に、その勤務日数に応じてこれを支給するが、議員はそうではなく月額報酬も可能であり、異なると。議員報酬は給与でなく、役務、サービスの対価であると。議員報酬は生活給ではないが、活動量の増大は生活給的な額が必要ということも内包しているということで、議員報酬の性格的なところを記載しております。本市における議員報酬の経過なのですが、本市の議員報酬は、特別職報酬等審議会において、直近では以下のとおり審議され条例が改正されています。そもそも報酬審議会は、地方自治法に基づいて、市長の諮問に応じて、議員報酬額に関する事項等、議員だけではありませんけれども、そういったことを審議するために設置する市長の附属機関です。市長は、議員報酬に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ当該審議会の意見を聞くものとされているということを書いております。2ページで、特別職の報酬審議会の答申の状況を書いております。まず平成7年にあった諮問に対する答申では、一般職の給与の改定状況、中国地方の類似都市の状況、県内各都市の状況、近隣市町村の状況及び今日の社会情勢等も勘案しながら、慎重な検討を加えたと。他市の報酬改定状況や職員の給与の推移も考慮して改定するよう答申ということで、合併前の庄原市ではありますが、現行の報酬額になっているという状況です。その後、平成24年の3月に諮問して、7月に答申がありました。その際は、現行据置きという答申があったところですが、それを表にして、古い方から書くところといったような形になります。それで、議員報酬の基準については、算定方式が一応3つあるとされています。比較方式、原価方式、収益方式です。比較方式は、議員報酬の額を他団体や職員給与等と比較して報酬額を導き出す方式です。本市の特別職報酬審議会は、職員給与と比較していると言えらると思います。なお全国市議会議長会では、課長制を施行している市にあっては、課長級と比較するのがいいのではないかとされているということ、この項目では説明しております。この原価方式を採用しようということで、議員の活動量を首長の活動量と比較して、首長の給料に乗じて報酬額を算定します。収益方式というものもあるらしいのですが、この収益方式の算定方法は確立されていないということでした。3ページをごらんください。そういった中で議員報酬を考えていくわけですが、議員活動の変化、議員報酬に対する考えということで、社会情勢の変化があります。人口減少が進む中で担い手が不足している。議員報酬は議員のためだけの議論ではなくて、住民自治にとって重要であるということです。それから総務省統計局の家計調査年報によると、2人以上の勤労者世帯の世帯主の定期収入という数値がありまして、これでいけば令和5年12月では36万8,699円ということも言われています。また、2020年基準消費者物価指数をみると、やはり物価は、2020年を100として22年も上昇しています。さかのぼって平成2011年度と比較すると8.6%上昇しているという状況です。それから、議員活動の変化というところで、議会改革を踏まえて、議員の活動量は増加しているということも言えます。また、議会活動がふえると兼業が難しく、議員報酬が低いことが成り手不足の一因となっているとも言われています。特別委員会としての考えをまとめてみました。議員報酬については、議会活動、そし

て議員活動の内容を踏まえた議員報酬額とすべきである。算定方式については、原価方式により算定し、参考人の意見も踏まえて議員報酬を判断すると。議長を通じて、特別委員会資料を添えて市長へ特別職報酬等審議会に諮問するよう依頼するという流れになるのではということで整理しております。原価方式の算定式は4ページへまとめております。四角で囲っておりますが、議会活動が①の本会議、委員会、協議調整の場、派遣、そして②の法定外協議会、市民との対話等です。議員活動が③の日常の議員活動です。それから首長の職務遂行日数305日、議員報酬の算定式。これは、江藤先生の全国町村議長会へ報告された資料にもこういった形で載っています。5ページです。本市の議員の議会活動と議員活動はどのようになっているのかということアンケートにより調べました。令和5年度の庄原市議会の会議日数は、年間で297回となっています。本会議から水道広域連合企業団議会まで297回あります。しかし、一人当たりの日数に直すとすると、重複した部分をへらしていかないとはいけません。本会議はそのまま23日でみました。議会運営委員会、これは人数分と正副議長で割ったというところで、1人当たりになれば4.4日、常任委員会、これはほぼ3で割りまして22.67日、予算決算常任委員会は、重複分を除いて2回、それから特別委員会は2.4回、議員全員協議会は10回、重複分は除いております。広報委員会、市民と語る会、それからずっといくと議会選出等は20で割りますので0.25といった数字になっていきます。それを合わせると77.99日ということで、4ページの算式で言えば、①+②の合計が77日だということになります。そして議員活動のアンケートをとりましたら、一人当たり111日ということになりました。これは、議員アンケートにより月の議員活動から年間の活動日数を求めたものです。活動項目は議会活動に付随する用務から、その他の活動までありますが、単純に出た数字を20で割って合計すると116時間というのが出てまいります。しかし、このアンケートの回答にばらつきがあるものですから、中央値を求めていくと、議会活動に付随する業務が40時間、公的行事への出席が9.5時間、地域行事への出席が6.5時間、市民への相談・要望対応が16時間、会派活動が2.5時間ということで、74.5時間が20名の方の中央値ということになります。これをもとに年の活動日数を8時間で戻して、月当たりの日数、それから年間の活動日数へ戻していくと、庄原市の議会議員については、111日間が活動日数ということになります。6ページをごらんください。議員報酬を先ほどの算定式で出すわけですが、この111日間について、重複部分等も考慮して日数の50%から60%で、3つの試算をしました。そうすると、試算1が60%、試算2が55%、試算3が50%、議員活動77日というところが議会活動です。議会活動が77日です。議員活動が60、55、50%としますと、67日、61日、55日となって、試算1では143日が報酬額を求める活動日数という計算をしました。試算2は138日、試算3は133日です。議員報酬額を出すと、試算1では40万3,213円、試算2では38万9,256円、試算では37万3,607円と出ました。これを1,000円止めにして、下の表の議員のところへ表記をすると、40万3,000円、38万9,000円、37万3,000円。そして副議長、議長については、現在の倍率で、ごらんのような額になります。それから、委員長、副委員長については、1万円、5,000円の加算になっており、加算した額は記載のとおりです。そして議会運営委員会も委員長、副委員長については同様に扱うということ備考欄へ入れさせていただきました。そうすると、7ページ、影響額がどれくらいあるかということで、試算の1案の場合は、左が現行、右が改定後ということになります。現在のところ、議員の方でしたら、年間で558万1,875円が、692万1,525円。副委員長、委員長、副議長、議長という形になりまして、合計としては、現在1億1,464万3,125円だったところが、1億4,186万5,500円となり、差額が2,722万

2,375円となります。なおかつ、議員共済会負担金が報酬基準額ですので、それに29.3%を掛けた額を拠出してあります。その差額がどうなるかというのも考慮すると、562万5,600円負担がふえてくるということで、影響額合計としては3,284万7,975円となります。2案については同じような見方で、2,656万3,875円。そして、3案については、一番低いものですから、議員の報酬が37万3,000円ということで2,024万4,450円となります。そして、9ページ、県内市の議員報酬ということで、県内市の議員報酬を高い順から書いております。ただ、高い順といっても、やはり政令指定都市であるとかは都市の機能も違っており業務もかなり広がってきますので、一律には比較にならないと思いますが、一応、高い順に並べるとこうなると。適用年月を右の欄に書いておまして、例えば広島市でしたら1996年1月からこの額を適用していると。直近のものでいうと、廿日市市が2017年4月ということで、これは20年ぶりに改定になったという議会だよりを出されました。こういった資料をお示しして、なおかつ、議員報酬については、1月26日の資料にある、中国地方の一覧というのもつけて参考人の方へ送ってはどうかと考えております。本日議論していただきたいのは、今回、アンケートに基づいて、初めて額が原価方式でこういう形になるというのをお示したので、この額がいいかどうかをまとめていただきたいです。それから、こういった様式で参考人に意見を聞いてもいいかというところを議論いただけたらと考えています。説明は以上です。

○政野太委員長　　その他にも何かお気づきの点があれば御意見をいただければと思うのですが、報酬額についてはいかがでしょうか。この考え方で、この3案を参考人の方に聞かせていただくということで。國利委員。

○國利知史委員　　原価方式ということで、個人的にはこの計算方法に納得しています。ただ、④の資料の6ページ、試算表を見ると、試算1が143日、2が138日、3が133日という年間の活動量になるのですけれども、もっと活動しているということがあります。また、市民の人、参考人さんに送る資料だと思うのですけれども、133日でこの報酬かとなると、高いのではないかと受け止められるのかなと少し感じました。計算方法に当てはめるとこうなののですけれども、133日以上は絶対動いていると思うし、そこはどうなのかなと気になるころではあります。

○政野太委員長　　これは、ABCで並べ替えた全部の表は出してなかったのですか。あれは添付する予定ではなかったでしょうか。

○山根啓荘議会事務局長　　特別委員会には出してもいいと思うのですが、参考人の方へそのまま出すのがいいのかというのは検討しないといけないかなと思います。配りましょう。

○政野太委員長　　休憩します。

午後4時31分　　休　　憩

午後4時35分　　再　　開

○政野太委員長　　それでは会議を再開します。局長、お願いします。

○山根啓荘議会事務局長　　議員アンケート結果の集計表を配らせていただきました。20の方がそれぞれ書かれた、7番から15番までの活動時間の数字です。7番から11番と15番が議員活動に参入するものです。一応合計を出して平均を出しました。平均の数字が高いものですから、ばらつきがある

ので、上下1割除いたものを次に出しました。それから上下2割を除いたものも数字で出しました。委員長から、中央値みたいな数字がいいのではないかという話が出まして、中央値を出すと、やはりこれが一番正しい数字ではないかということで、5ページへ導き出しました。ですから、皆さんが実際に活動されているのは、74.5時間からすると、年間で111日なのですが、先ほど言われていたように、報酬額の算定では133日、143日というところを導き出したので、その日数からすると、報酬が高く見える。その日数だけ働いてこの額なのかと見られるのですが、実は議員の活動に平均的な中央値を出すと、もう少し多く働いておられるということになるのかなと思います。

○政野太委員長　　多分、國利委員が言われるのは、そのことを参考人の方にも御理解いただきたいということだと思うのですが、それを表記する方法があるかなと思って、今考えています。算式は、この算式をとったと。ただ実はもっと活動しているのだよということがわかる資料がつけばいいのかな。そんな感じですか。國利委員。

○國利知史委員　　そもそもの話として、原価方式の算定基準は市長なのですか。部長級とかではなくて、市長。

○政野太委員長　　今回採用した考え方でいくと、これは首長なのですね。追記をしてもらわないといけないかもしれないのですが、こういうことは可能ですか。この下の集計結果があるではないですか。あるいは、この平均とプラス上下を抜いた平均。これをここに書いて、その中で今回の算出には中央値を当てはめたという根拠にするのは無理ですか。難しいですか。皆さん、どう思われますか。それが要るか要らないかということも含めて。福山委員。

○福山権二委員　　これまで報酬審に参加したことがあるけれども、例えば市長の関係は、市長さんならこのぐらいいいということで80万、90万が出るわけです。それと比較して議会はどうかというと、議会は数字を出すのでも、市民がどれだけ議会を使うかということにも関係するし、待機時間もあるから、ここはそのまま出せばいいと思うのです。中央値でこうだと。個人差がある、地域差もあるということだから、参考人も、これで全て判断をするとはならないので。それで話をしたらいいのだから、このデータを、何かできるだけ議員が働いているみたいにするために数字を加算するということは、考えないほうがいいのかと思う。

○國利知史委員　　いや、加算ではないのですけれども。

○政野太委員長　　桂藤委員。

○桂藤和夫委員　　どこかに首長の報酬を入れたらどうですか。86万だったですか。それと3ページ、(2)の2行目、なり手不足の一因の因が直っていないので直しておいてください。

○政野太委員長　　松本委員。

○松本みのり委員　　質問2のところ、特別委員会としては原価方式でどのぐらいの額になるかというのをやってみようということで1、2、3案を今回出していただきましたけれども、参考人の方にとっては現行どおりでいいのではないかという意見も当然出てくるかと思われまます。それも案の一つに入れておくべきではないかなと。

○政野太委員長　　そうでしたね。それは必要ということで、よろしいでしょうか、皆さん。

○政野太委員長　　國利委員が言われた部分については、確かにその課題があるのですけれども、この原価方式で平均値を出して当てはめてみると、とてつもない金額になるということも含めて中央値で算出をさせてもらったという経緯もあります。重複という理由もきちんとあるので、そこは掲載なし

でこのままいくということによろしいでしょうか。あと、もう僕からお願いしているのですが、④の2ページ、比較方式のところ、本市の特別報酬等審議会は職員給与を比較していると。早めに資料を見られた方はあったと思うのですが、ここに全職員の平均給与が記載されておりました。ただ、全職員の給与は毎年変わるのですね。その下には、課長制をしいている場合には課長の給与を比較するということがあるので、全職員の給与額を外したのですが、できればここに課長職の給与を入れるのが本当はいいのではないかと考えています。それを載せるか載せないかという点を皆さんに御意見いただきたいと思います。そもそも比較方式をとっていないので必要ないかなとも思うのですが、その辺についていかがでしょう。課長職を載せると結構な額だと思います。この件は、このままでよろしいですか。そのほか、追加が何か結局ありましたか。國利委員。

○國利知史委員 参考人資料1-1の4ページの一冊下、全部予決委員長含むと書いてあるではないですか。多分参考人の方はわかると思うのですが、予決とは何みたいにならないですか。隣の一番右のところ、予算決算常任委員会ときちんと正式名称を書いているのですが、ここも合わせたほうがいいのではないですか。

○政野太委員長 取りますか、予決。何のことと思うだけで要らないのではないかなと思う。それでは右側の予算決算常任委員会の全員の人数を省いて、ということでいいですか。予決委員長も削除。ほかに何かお気づきの点はありますか。藤木委員、特にお気づきの点はないですか。松本委員。

○松本みのり委員 今までどおりの報酬を1案として入れるべきという話もしたのですが、この1、2、3案が現行どおりに比べてすごく高いところからスタートなので、例えば、竹原はこの額ですよみたいな形の間の報酬額。

○政野太委員長 それは依頼文書の最初の意見書のところですか。

○松本みのり委員 意見書のところです。この原価方式の案だけだと、現行に比べてすごく、一気に5万円も上がったところからスタートになってしまうので、どうなのかなという意見です。

○政野太委員長 この後の④の資料、参考人資料の報酬の考え方というところをもとに出た答えがあそこに出ているだけなので、ここには各県内自治体の報酬も記載をされているし、特に問題があるとは思えなかったのですが、どうでしょうか、何かありますか。そういう意味合いで特に意見書のところには記載は必要ないかなとは思いますが、よろしいですか。松本委員。

○松本みのり委員 報酬を取り上げると、そこの額の意味がなかなか市民の方には伝わらないというのがずっとありまして、額だけ見たら、こんなにもらっているのか、としか言われることはないと思うのです。なので、そこが少し気になっています。ただ、議員になってみて実際どうか。社会保障が本当にないというのも、皆さん知っていただいていない中で、この報酬額だけがどんと出てきて、そこをどうお伝えするかと。

○政野太委員長 議長。

○林高正義長 人の給料がどうのこうのというのは、その人の給料だから、私は余り言いたいことはない。一般の人が幾らもらっているかも知らないし、これが高いと思う人は高いし、低いと思う人は低い。それを評価して選挙で選ばれるわけだから、そんなに考える必要はないと思う。よその市を見ても、それはよその市の人が考えられたわけだし、そんなにナーバスになる必要はないと思いますよ。

○政野太委員長 松本さんが今言われているのを納得しようと思ったら、どの方式がいいのかなと今生懸命考えていました。比較方式にしても違うし、原価方式を採用した時点で、どのデータが松本さ

んかわからないですけれども、多分本当は給与がもっと上になる。実際もっと動いている。先ほど國利委員も言われていたけれども、実際はもっと動いているという思いを持っていらっしゃれば、堂々と説明もできるのかなというのが原価方式だと僕は思っています。藤木委員。

○藤木百合子委員　影響額合計とかを見るとすごい額ではないですか。そういうのを参考人の方が見られて、どういう評価をされるかなとは少し思います。先ほど言われた、社会保障費がほとんどなくて、全部給料から引かれて年金もないというところは、文章で追加…。何か市民感情からいくと、議員はこれだけもらっている、もっと働けという声があるかなと。

○政野太委員長　最終的には報酬審が考えることなので。そこではそういった情報を全て網羅した上で審議になりますよね。

○桂藤和夫委員　逆に議員に出ようという人もふえるかもしれません。我々だけの世界ではありませんから。

○政野太委員長　ただ、僕もこれを最初見たときに気づいてお願いはしたのですが、議会費の構成を見たではないですか。例えば3,000万ふえたら、庄原市の予算の中で議会費が何%を占めるかという数字があってもいいのではないかと。皆さんの御意見がどうか聞いてからにしましょうということになったのですけれども。福山委員。

○福山権二委員　参考人に来てもらっているんな意見を聞くのだから、それは意見として聞けばいいと思います。来る人はいろんな人がいるので、高いと思われるか安いと思われるかはわからないけれども、それは参考人の中で話もできるのだから、これだったら私たちが働いていないと余り考えない方がいいと思う。この間、山内でやったのだけれども、議員といろんな話をする中で、あなたたちこんなに少ないのかという話もありました。実態を伝えるのに、もっと低いのだということを強調したいのなら、そういうのを出していいと思うけれども、余りそこにこだわらなくてもいいと思う。

○政野太委員長　松本委員。

○松本みのり委員　自分が議員になる前、三次で報酬についてのアンケートをとられたときに、三次は37万ある中でも、この額で少ないと答えられている方が多くいらして、こんな額をもらって少ないとはどういうことだと思った記憶があるのです。実際になってみたら引かれる部分があって、年金やらの社会保障のことがあって、ふだんの移動やらなんやらは自分たちで払ってということもあり、そこまでもらい過ぎて、議員はあんなにもらってというものでもないというのを、なってみて初めて理解しました。でも、一般の市民の方がそれを理解してくださるか。今度、これだけ議員の報酬が上がりましたというときに、ものすごく恨まれるかもしれないかわりに、また引かれる分もふえて、どちらにも余りプラスはないのかなという思いがあります。

○政野太委員長　議長。

○林高正議長　話し出したというのは、成り手不足とか、今の補償とか、そういったものが根幹にあるわけだから、そこを考えたら一定程度のものはないといけないし、実際にこの給料を見て、給料がいいから市議会議員になろうという人はいないと思う。言ったら悪いけれども。だから松本さん、気にする必要はないと思うし、私自身はそんなこと思っていない。

○政野太委員長　堀井委員。

○堀井秀昭委員　地方自治体の議員の待遇についてよく御存じの上での原価方式なのだから、そこへいろんな要因を新たに考えて加えないように、その方式にのっってまっすぐ単純に出してみたほうが

いいのではないかと。あれを出せば、これを出さないわけにいかないとなってくると際限がない。単純に考えていきましょう。

○政野太委員長　これはつけ加えてなくていいですか。例えば、多分一番多い3,200万の額になったときに、うちの議会費で言えば恐らく1%のアップです。大体総予算300億、3,000万、多分1%アップぐらいなのですよという令和4年度決算の議会費との比較があれば。そこまで見る人はいないと思うけれども、0.1%増なのだよということがあれば、3,200万が異常に高いではないかとは見えなくなると思う。理解をいただけるのではないかと。このままでいかせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

2 今後の審査について

○政野太委員長　今後の審査については、スケジュールの確認でよろしいですか。いずれにしても、これを発送した段階でないと次が読めないのので3月15日となっていますが。局長。

○山根啓荘議会事務局長　これを配布して、回収した後にまた協議をしてもらようになります。参考人の意見をまとめますので、それを付して皆さんで判断をされて、最終的に特別委員会としてこうだというのを3案から1案に絞ってもらうという作業になります。

○政野太委員長　前回確認していただきました、その流れで。日程は改めてまた御案内させていただくことになると思いますが、よろしいでしょうか。局長。

○山根啓荘議会事務局長　各委員さんには、一応持ってまわりたいと思っています。文書を郵送で送ただけではいけないと思うので、持ってまわります。そうすると、2月29日でないと、持ってまわる時間がないので、3月21日に回答をとということにさせていただきたいのです。よろしいでしょうか。かつ、議員さんのところにも問い合わせ等があったら、こういうことなのですよ。参考人の方が直接、特別委員会の委員さんに話を聞きたいということがありましたら、お答えいただくよう、よろしく願いいたします。

○政野太委員長　この委員が参考人の方にわかりますか。

○山根啓荘議会事務局長　それもわかるようにします。

3 その他

○政野太委員長　それでは、きょうはこの程度で終わりたいと思いますが、また集まっていただくようお願いすると思いますので、よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

午後5時1分　散　会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

議員定数及び議員報酬調査特別委員会

委員長